

# 天災

は忘れたところにやっつけてくる

〜南海地震に備えて〜



先の台風で皆さんも天災の恐ろしさを改めて感じたのではないのでしょうか。来年は阪神・淡路大震災からちょうど十年目にあたります。時間の経過とともに、地震の本当の怖さを忘れてはいないでしょうか。今月号では、予想される南海地震についてお知らせします。

## ■南海地震とは

南海地震とは南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖で起こる、マグニチュード8クラスの巨大地震のことをいいます。紀伊半島の南東沖の南海トラフ沿いで起こる地震は東南海地震、それよりも東の駿河湾から遠州灘の駿河トラフ沿いで起こる地震は東海地震と呼ばれ、これら三つの地震はお互いに連動して活動していることが知られています。 ※南海トラフとは海のプレートが陸のプレートの下に沈み込むところで、海溝と呼ばれる水深の深い地形のところをいいます。

## ■東海、東南海、南海地震に備える

地震が起こった場合は次のことに注意しましょう。  
・二階で地震に遭っても階下

に下りない。

- ・震度6弱以下(自分の意思で避難できる程度)の揺れでは普通の住宅は倒壊、全壊しません。屋内避難が原則です。揺れている間は、調理中のガスコンロに近づかない。
- ・大事なものを持って出ようとしなさい。
- ・ブロック塀、河川には近づかない。
- ・靴を履いて出る。
- ・余震が一年以上続くので半壊以上の家屋には不用意に戻らない。
- ・自動車で避難はしない。
- ・津波は押し波で来て海面がいきなり盛り上がるので、海岸や港に見に行こうとしない。
- ・携帯電話は使えないので災害伝言ダイヤルを活用する。

## お見舞金ありがとうございます

11月1日、淡陽信用組合から、11月2日に富士ゼロックスシステムサービス株式会社から本町に対し台風災害のお見舞金をいただきました。温かいお心遣いに感謝いたします。

年数	地震	
	南海地震	東南海地震
10年以内	10%程度	10%程度
20年以内	20%程度	30%程度
30年以内	40%程度	50%程度
40年以内	60%程度	75%程度
50年以内	80%程度	85%程度

地震の発生確率について

## 被災者生活復興資金貸付金

台風で被災された世帯のために…

兵庫県では、一連の台風被害により、住宅や家用自動車に被害を受けられた方の速やかな生活復興を支援するため、一定の条件のもと、無利子の資金貸付制度を創設しました。

### 1 融資対象

次のすべてに該当し、取扱金融機関が認めた方を対象とします。

①平成十六年の台風16号、18号、21号、23号災害で、住宅に被害を受け、全壊、半壊、床上浸水の「り災証明書」の交付を受けた方、または

②年齢が満二十歳以上の方  
③世帯主または主たる生計維持者であり、その方の前年総所得金額が七百三十万円以下であること  
④信用情報に不安のないこと

### 2 資金使途

①被害家屋のうち、居住に要する箇所の補修

②家具・家庭用電化製品など生活必需品の修理・買い替え  
③家用自動車の修理・買い替え

\*ただし、家用自動車のみ  
に被害を受けた方は③の使用に限りません。

### 3 融資額

三百万円以内(十万円以上、一万円単位)

### 4 利率

利子補給により実質無利子

⑤申込期限  
平成十七年一月三十一日(月)まで

### 6 償還期間

六ヶ月以上五年以内

### 7 返済方法

毎月元金均等返済

### 8 担保・保証

無担保・無保証。ただし、申請時に満七十歳以上の方は、連帯保証人が一名必要になります。(家族可)

### 9 申込必要書類

①取扱金融機関の貸付申込書(下記11の取扱金融機関の

窓口でお受け取りください。)

②資金の使途申立書(見積書などを含む)

③世帯主および世帯全員の記載のある住民票または外国人登録済証明書

④所得証明書(融資対象者の所得の分かるもの)

⑤り災証明の写し

⑥印鑑登録証明書

⑦その他、取扱金融機関が特に定めるもの

### 10 申込方法

申し込みに必要な書類を添えて、役場住民生活課で、「②資金の使途申立書」の市町確認欄に押印を受け、取扱金融機関に提出してください。

### 11 取扱金融機関

淡路信用金庫・兵庫県信用組合・淡陽信用組合・あわじ島農業協同組合

詳しくは、役場住民生活課・奥田 ☎四五―一七六一までお問い合わせください。

## 市町村合併に伴う登記手続きについて

市町村合併により市町名が変更された場合は、登記簿上の表示にかかわらず、不動産登記法第59条および商業登記法第26条により新しい市町名に変更しているものとみなされます。

例えば、市町村合併に伴う変更の登記をしていない(登記簿上の表示が旧市町名のままになっている)場合であっても、新しい市町名に読み替えることとなり、特に取引などで必要がある方を除き、変更手続きをしていただく必要はありません。

### ◎登記管轄の変更について

#### ○会社・法人の登記管轄

市町村合併に伴い、平成17年1月11日からは、旧緑町を含む南あわじ市の会社・法人の登記は、神戸地方法務局三原出張所で取り扱うこととなりますのでご注意ください。

#### ○不動産(土地・建物)などの登記管轄

これまでと変更はありません。南あわじ市内、旧緑町の土地・建物などの登記は、引き続き神戸地方法務局洲本支局で取り扱います。



イメージ写真

◎問い合わせ=神戸地方法務局洲本支局 ☎22-0497